

○山梨県警察無線電話局の運用に関する訓令

平成30年2月1日

本部訓令第2号

改正 令和3年3月15日本部訓令第3号

令和3年3月18日本部訓令第5号

令和4年3月4日本部訓令第2号

令和5年3月3日本部訓令第2号

令和6年3月1日本部訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、警察無線通話要則（昭和40年警察庁訓令第3号。以下「要則」という。）及び警察無線通話細目（令和2年12月22日付け、警察庁乙情発第10号）に基づき、山梨県警察における無線電話局（山梨県警察の無線設備及び当該無線設備の操作を行うものの総体をいう。以下同じ。）の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(運用方針)

第2条 無線電話局は、その通信機能と機動力を最高度に発揮し、警察活動全般の効果を高揚するよう総合的、重点的及び弾力的に運用しなければならない。

(無線電話局の通信系の種類)

第3条 要則第2条の規定により山梨県警察が運用する通信系は、車載通信系、署活系及び隊内系の3種類とする。

(車載通信系)

第4条 車載通信系は、主に中継所の無線電話局を介して、固定局相互間、固定局と陸上移動局相互間、陸上移動局相互間等の通信に使用する通信系で、県内系、共通系、拡張通信系及び広域通信系に区分する。

(1) 県内系

山梨県警察における日常の業務に使用する通信系で、山梨1系及び山梨2系と呼称する。

(2) 共通系

山梨県警察における日常の業務の中で、県内系で使用する業務以外の業務等に使用することが妥当と認められる場合に使用する通信系で、山梨共通系と呼称する。

(3) 拡張通信系

山梨県警察が使用する通信系の通信が及ばない都道府県において、当該通信系を使用する必要がある場合、又は既存の通信系のみでは不足する場合に、通信系拡張用チャンネルを使用して臨時に設定する通信系で、山梨予備系と呼称する。

(4) 広域通信系

広域通信系は、2以上の都道府県警察等の運用する無線電話局により構成される通信系で、高速道路通信系及び広域共通系に区分し、その呼称及び運用区分は、次のとおりとする。

(ア) 高速道路通信系

高速八王子系及び高速川崎系と呼称し、交通部高速道路交通警察隊の管轄区域並びに神奈川県警察及び静岡県警察との職権行使区域内における日常の警察業務に使用する。

(イ) 広域共通系

関東広域共通1系及び関東広域共通2系と呼称し、関東管区警察局管内の全域における警察業務に使用する。

(署活系)

第5条 署活系は、主に警察署単位で運用することを目的とし、警察署等に設置された基地局と陸上移動局相互間又は陸上移動局相互間の通信に使用する。

(隊内系)

第6条 隊内系は、部隊活動、捜査活動等において、主に陸上移動局相互間の通信に使用する。

(無線電話局の呼出名称及び応答・解信の通信順位)

第7条 無線電話局のうち固定局の呼出名称については、別表1のとおりとする。

2 固定局の呼出し、応答及び解信順位については、別表2のとおりとする。

3 無線電話局のうち移動局の呼出名称等については、別表3のとおりとする。

(通話の内容)

第8条 通話(無線電話局によって文言等を送受することをいう。以下同じ。)の内容は、警察の責務を遂行するために必要な事項であるとともに、別に定める略語を使用するなど簡潔明瞭なものでなければならない。

(濫用の防止)

第9条 通話は、濫用してはならない。

(内容の秘匿)

第10条 通話に当たっては、電波の拡散性を考慮し、常に内容の秘匿に留意しなければならない。特に必要がある場合は、暗号等を使用しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 通話の取扱いに従事する者若しくは従事した者又はこれに関係のある者若しくは関係のあった者は、法令の定めるところにより通信の秘密を保持しなければならない。

(通話の種類)

第12条 通話の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 至急通話 特に急を要する通話で、普通通話を中断して送受することができるものをいう。
- (2) 普通通話 至急通話以外の通話をいう。

(通信実施方法)

第13条 山梨県警察における通信実施方法は、警察無線通話細目に定めるところにより行うものとする。

2 特例的通信方法については、別に定める。

(通信統制官の設置及び指定)

第14条 通信の使用管理の適正を図るため、山梨県警察本部に通信統制官を置き、生活安全全部地域課長をもって充てる。

(通信統制官の業務)

第15条 通信統制官は、要則第2条に規定する県内通信系（以下「県内通信系」という。）の通信に関し次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 通信順位の設定、その他通信の宰領に関すること。
- (2) 通信の監視及び指導に関すること。
- (3) 通信に係るコード（デジタル信号の構成を変換するための符号をいう。）の運用に関すること。
- (4) 無線電話局の設置及び運用に関すること。
- (5) 要則第16条の2の規定により関東管区警察局山梨県情報通信部に置かれる通信調整官との連絡調整に関すること。
- (6) その他通信の使用管理に関すること。

(通信統制官の業務の委任)

第16条 通信統制官は、県内通信系のうち署活系及び隊内系に関する次に掲げる業務を、それぞれの通信系を運用する所属の長に委任するものとする。

- (1) 通信順位の設定、その他通信の宰領に関すること。
- (2) 通信の監視及び指導に関すること。
- (3) 無線電話局の設置及び運用に関すること。
- (4) その他通信の使用管理に関すること。

(統制局の指定及び業務)

第17条 第3条に規定する通信系ごとに統制局を指定し、その通信系に関する業務を行わせるものとする。ただし、第4条に規定する広域通信系の統制局は、要則の定めによる。

- (1) 県内通信系（広域通信系、署活系及び隊内系を除く。）の統制局は、生活安全部地域課に開設する「山梨本部」とする。
 - (2) 第16条の規定により委任された統制官が運用する通信系のうち、署活系は運用する警察署の基地局を統制局とし、隊内系はその都度指定する無線電話局とする。
- 2 統制局は、当該統制局に属する通信系を構成する無線電話局の行う通信について、その宰領を行うとともに、通信上の事故防止を図り、速やかに通信を処理するよう努めなければならない。
- 3 統制局が、機器の故障その他の理由により、当該統制局に属する通信系の宰領を行うことができなくなったときは、その機能を回復するまでの間、その都度通信統制官が指定する固定局が行うものとする。
- 4 統制局は、定時に警察署通信室に対し、時刻調整を行うとともに、無線電話局の感度確認のための回線試験を行うものとする。

(固定局等の通信従事者の要件)

第18条 山梨県警察の運用する固定局及び基地局の通信従事者は、電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第2号に規定する第2級陸上特殊無線技士の資格を有する者をもって充てるものとする。

(通信従事者の任務)

第19条 通信従事者は、その配置に係る無線電話局により構成される通信系の状況を把握し、当該無線電話局の機能を最高度に発揮するように努めなければならない。

(通信制限)

第20条 通信統制官は、天災、事変その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「異常時」という。）その他警察責務を遂行するために必要と認めるときは、必要な通信制限を行い、重要な通信の確保を図らなければならない。

（非常通信等の取扱い）

第21条 通信統制官は、異常時において必要があると認めるときは、無線電話局に電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信、その他法令で定める通信を取り扱わせることができる。

（感度表の作成）

第22条 通信指令責任者（山梨県警察通信指令業務に関する訓令（平成30年山梨県警察本部訓令第1号）第5条第2項に規定する者をいう。）は、地図等を活用して、自署管内における県内通信系について、使用する無線機器の種別ごとに感度表（メリットマップ）を作成し、不感地帯の把握に努めるものとする。

（無線業務日誌）

第23条 電波法第60条に規定する無線業務日誌は、警備部警備第二課航空隊に備え付けるものとする。

附 則

この訓令は、平成30年2月15日から施行する。

附 則（令和3年3月15日本部訓令第3号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月18日本部訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定（「韮崎警察署」を「甲斐警察署」に、「韮崎」を「甲斐」に改める部分に限る。）及び別表2の改正規定（「韮崎」を「甲斐」に改める部分に限る。）は、令和3年5月6日から施行する。

附 則（令和4年3月4日本部訓令第2号）

この訓令中第1条、第4条及び第6条の規定は令和4年3月18日から、第2条、第3条、

第5条及び第7条から第10条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日本部訓令第2号）

この訓令中第1条、第5条、第7条及び第10条の規定は令和5年3月17日から、第2条から第4条まで、第6条、第8条、第9条及び第11条から第17条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日本部訓令第2号）

この訓令中第2条、第5条、第7条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定は令和6年3月15日から、第19条の規定は同年3月22日から、第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条及び第20条の規定は同年4月1日から施行する。

別表・様式略